

## コーポレートガバナンス・コードの改訂に係る「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」別添の一部改正について

2021年6月11日

株式会社名古屋証券取引所

当取引所は、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の別添の一部改正を行い、2021年6月11日から施行します。

今回の改正は、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、「フォローアップ会議」といいます。）におけるコーポレートガバナンス・コードの改訂の提言を踏まえ、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の別添の改正を行うものです。

なお、2021年5月26日公表の「当取引所市場の特性等を踏まえた上場制度の整備について（案）」において、フォローアップ会議の提言により追加された東京証券取引所のプライム市場上場会社向けの項目については、現時点では適用しないことといたしました。

また、改訂後のコーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書については、準備ができ次第速やかに、かつ、遅くとも2021年12月末日までに提出するものとします。

以 上